

愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務に係る

受託業者の公募について

愛媛県では、令和3年度に「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しており、新居浜市、西条市及び四国中央市（以下「各構成市」とする。）で構成される西条ブロックにおいて、将来的にブロック内での施設集約を目指す目標を定めています。

そこで、将来的なごみ処理施設広域化・集約化に向けて、具体的な実現可能性を調査する受託業者を、次のとおり簡易公募型プロポーザル方式にて公募することとします。

記

1 業務に関する事項

- (1) 業務名：愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務
- (2) 業務期間：契約締結の日から令和5年3月27日まで
- (3) 業務内容：別紙業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託金額：予定価格16,040,000円（税抜）の範囲内

2 応募資格

参加表明書を提出できる者は、次の全てに該当する者としてします。

- (1) 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）が発注する廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務を元請けとして平成24年度以降に完了した実績が1件以上あること。
- (2) 業務の実施に際し、いずれも1年以上直接雇用している次の条件を満たす者を配置すること。なお、照査技術者となる者は、管理技術者及び主担当技術者との兼任を認めない。

ア 管理技術者（主任技術者）

技術士（総合技術監理部門-衛生工学又は衛生工学部門（廃棄物関係））

の資格を有し、かつ、平成24年度以降に業務が完了した廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務の業務実績を有する者

イ 照査技術者

平成24年度以降に業務が完了した廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務の業務実績を有する者

ウ 主担当技術者

平成24年度以降に業務が完了した廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務の業務実績を有する者

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門）を行っている者であること。
- (5) 各構成市の競争入札参加資格を有している者であること。
- (6) 参加表明書の提出の時点において、愛媛県及び各構成市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) （4）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (8) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないと認められること。

3 参加資格確認結果の通知

応募資格要件のうち、いずれか一つでも該当していないときは、プロポーザル選定参加者として認めません。

参加資格確認の結果については、令和4年5月26日（木）までに参加表明

書提出者に対し、書面（様式9）にて通知します。

4 参加資格がないと認めた理由の説明請求及び説明請求に係る回答

参加資格がないと判断された場合、令和4年5月31日（火）17時15分までの間に書面により説明を求めることができます。

説明請求に対する回答は、令和4年6月3日（金）までに当該請求者に対し送付します。

5 審査方法

愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」とする。）を設置し、委員会において審査を行い、最適な提案者を選定します。

審査は、応募のあった各事業者を対象に委員会において、事業者の実績、実施体制、提案内容、参考見積、プレゼンテーション等を審査して選定しますが、参加表明書提出者が多数の場合は、1次審査を実施することがあります。

1次審査は、事業者の実績、実施体制（以下の審査基準(1)及び(2)の実施体制）の採点を行い、その得点上位のものから企画提案書の提出を求め、優先交渉権者を選定するものとします。

1次審査を実施したときは、その結果を通知します。通知がない場合は、提出期限までに企画提案書を提出してください。

なお、選定にあたっての審査基準の配点は、次に示すとおりです。（100点満点）

No.	審査基準	配点
(1)	会社概要、実績	10点
	担当者 管理技術者、照査技術者及び主担当技術者	10点
(2)	実施体制	5点
	実施方針	10点
	実施スケジュール	10点
(3)	業務に関する具体的作業内容	15点
	課題及び本業務における対応方策	15点
	自由提案	10点
(4)	プレゼンテーション及びヒアリング	10点
(5)	見積り	5点

6 選定日程

- (1) 実施要領等の配布期間：令和4年5月10日（火）～令和4年5月20日（金）
- (2) 参加表明書の提出期限：令和4年5月20日（金）
- (3) 参加資格確認結果通知：令和4年5月26日（木）
- (4) 参加資格がないと認められた者の説明請求期限
：令和4年5月31日（火）
- (5) 説明を求めた者への回答期限
：令和4年6月3日（金）
- (6) 質問の受付期限：令和4年6月3日（金）
- (7) 質問に対する回答期間：令和4年6月10日（金）までの間
- (8) 企画提案書の提出期限：令和4年6月17日（金）
- (9) プレゼンテーション：令和4年6月29日（水）予定
- (10) 審査結果の通知予定日：令和4年7月8日（金）

※(1)から(8)の受付等の時間は市役所開庁日の8時30分～17時15分の間

7 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問用紙（様式8）を使用し、電子メールにより行ってください。ただし、質問の内容によって、事業候補者の選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがあります。

- (1) 提出期限：令和4年6月3日（金）17時15分まで（必着）
- (2) 提出場所：新居浜市 企画部 総合政策課
新居浜・西条地区広域行政圏協議会事務局
E-mail：seisaku@city.niihama.lg.jp
- (3) 回答方法：令和4年6月10日（金）まで順次、原則電子メールにて全社に回答

8 参加表明書提出時の添付書類及び提出部数

- (1) 書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 提案者の概要（様式3）
 - ウ 廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務受託一覧表（様式4）
 - エ 一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務受託一覧表（様式

5)

オ 本業務の実施体制（様式6）

カ 各技術者の経歴（様式7）

(2) 提出部数

アは1部、イからカの様式はホチキス留めにして10部、イからカの様式の記載内容を証明するものは別冊にて1部提出のこと

9 参加表明書の提出

(1) 提出期限 : 令和4年5月20日（金）17時15分まで（必着）

(2) 提出場所 : 〒792-8585
新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市 企画部 総合政策課
新居浜・西条地区広域行政圏協議会事務局

(3) 提出方法 : 持参又は書留郵便での提出とする（電送は認めない）

10 企画提案書提出時の添付書類及び提出部数

(1) 書類

ア 企画提案書等提出届（様式2）

イ 企画提案書（A4版縦型、横書、片面、実施スケジュールはA3版、様式任意、片面、3つ折も可）

ウ 自由提案（A4版縦型、横書、片面）

エ 見積書（様式10）

(2) 部数

ア及びエは1部、イはホチキス止めし10部、ウは10部提出のこと

11 企画提案書の提出

(1) 提出期限 : 令和4年6月17日（金）17時15分まで（必着）

(2) 提出場所 : 〒792-8585
新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市 企画部 総合政策課
新居浜・西条地区広域行政圏協議会事務局

(3) 提出方法 : 持参又は書留郵便での提出とする（電送は認めない）

12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施しま

す。

- (1) 令和4年7月1日（金）10時00分から、1社あたり30分程度（説明20分、質疑10分を想定）で実施します。
- (2) プレゼンテーションを行う者は、本業務の管理技術者とします。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングの日程等詳細については、別途通知します。

1.3 優先交渉権者の特定

委員会による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングの結果から、最優秀者1社、次点1社を特定します。なお、最高点の得点者が複数の場合は、**5 審査方法**の表の(5)を除いた得点の高い者を、その得点と同点の場合は(3)の得点の高い者を、(3)も同点の場合は(1)の得点の高い者を、(1)も同点の場合は(2)の得点の高い者を、(2)も同点の場合はくじ引きを行います。次点の得点者が複数の場合も同様とします。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行います。

また、審査結果は、審査対象者全員に、電子メール及び文書にて通知します。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により新居浜・西条地区広域行政圏協議会事務局に対して説明を求めることができます。なお、説明請求の受付時間は、市役所開庁日の8時30分から17時15分までとします。

応募者が1社の時は、**5 審査方法**の表の(5)の得点を除いた委員会委員の採点の平均点が5.7点以上の場合、優先交渉権者に特定します。

1.4 その他

- (1) 提案書等の作成経費や旅費等の全ての必要経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出期限後の各技術者の変更は認めません。ただし、発注者と協議の上、前任者と同等以上の能力があり、かつ、変更の理由がやむを得ないと認められた場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された提案書等は、返却しません。
- (5) 提出された提案書等は、選定に必要と判断される業務以外で提出者に無断で

使用することはありません。

- (6) 提出された提案書等について、その著作権は参加者に帰属しますが、各構成市の「情報公開条例」の規定に基づく情報公開の対象となります。ただし、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい場合は、予め新居浜・西条地区広域行政圏協議会事務局（新居浜市）に申し出てください。また、選定された事業者は他事業者の本内容に対して情報公開等の請求はできないものとします。
- (7) 参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合若しくは著しく信義に反する行為を行った場合は、提出書類を無効とし、失格とします。
- (8) 不明な点は、**15 担当**までお問い合わせください。その際、問い合わせ事項は、簡潔かつ明瞭にまとめたいうえで、電子メールにて問い合わせをしてください。

15 担当

新居浜市 企画部 総合政策課

新居浜・西条地区広域行政圏協議会事務局

〒792-8585

T E L : (0 8 9 7) 6 5 - 1 2 1 0

F A X : (0 8 9 7) 6 5 - 1 2 1 6

E-mail : seisaku@city.niihama.lg.jp

担 当 : 宗村